

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (年月日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
フィリピン	フィリピン共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の交換公文	経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与	250,000千円 -----	H24.3.21 マニラで (同日)	日本側 ト部敏直在フィリピン大使 フィリピン側 アルバート・デル・ロサリオ外務大臣	H24.4.5 128号
フィリピン	広域防災システム整備計画のための贈与に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の交換公文	広域防災システム整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,000,000千円 H25.4.30まで	H24.3.29 マニラで (同日)	日本側 ト部敏直在フィリピン大使 フィリピン側 アルバート・デル・ロサリオ外務大臣	H24.4.11 142号
フィリピン	第二次農地改革地域橋梁整備計画のための贈与に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の交換公文	第二次農地改革地域橋梁整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,394,000千円 H28.6.30まで	H24.3.29 マニラで (同日)	日本側 ト部敏直在フィリピン大使 フィリピン側 アルバート・デル・ロサリオ外務大臣	H24.4.11 143号
フィリピン	フィリピン共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の交換公文	経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与	600,000千円 -----	H24.4.27 マニラで (同日)	日本側 ト部敏直在フィリピン大使 フィリピン側 アルバート・デル・ロサリオ外務大臣	H24.5.14 168号
フィリピン	人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入	258,000千円 H29.12.31まで	H24.7.17 マニラで (同日)	日本側 ト部敏直在フィリピン大使 フィリピン側 アルバート・デル・ロサリオ外務大臣	H24.8.7 260号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月〇日をH〇.△.〇と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。